

平成22年度第1回千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会 議事録

1 日時：平成22年8月11日（水）午後3時～午後3時50分

2 場所：千葉市総合保健医療センター 4階会議室

3 出席者：

(1) 委員

西尾孝司委員（会長）、門山宏哲委員（副会長）、松下やえ子委員、山田良治委員

(2) 事務局

中西保健福祉局長、生田保健福祉局次長、鎗田保健福祉総務課長、湯川保健福祉総務課長補佐、矢澤地域福祉課長、柴田高齢福祉課長、鳩川高齢施設課長、大木障害企画課長、濱野健康医療課長補佐、御園生活衛生課長補佐、小池男女共同参画課長

4 議題：

(1) 千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会等について

(2) 会長及び副会長の選任について

(3) 会議の公開等について

(4) 部会の設置について

(5) 部会の委員等の指名について

(6) 臨時委員の任期について

(7) 今後の審議予定について

5 議事の概要：

(1) 千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会等について

委員会の設立に至る経緯について、事務局から説明があった。

(2) 会長及び副会長の選任について

委員の互選により、西尾委員を委員長に、門山委員を副委員長に選任した。

(3) 会議の公開等について

会議の公開、非公開の取扱いについては、原則公開とした。ただし、審査基準などは、事前に公開することにより適正な選定に支障をきたす場合が考えられるため、非公開の取扱いとした。

また、上記の他、当該会議の全部又は一部を非公開とする必要がある場合、非公開とし、その決定は、会長が行うこととした。

次に議事録については、事務局が作成した議事録の案を会長が承認することにより確定するものし、承認は会長の署名により行うものとした。

(4) 部会の設置について

委員会に次の4部会を置くこととした。また、部会の議決をもって委員会の議決とすることとした。

①高齢者施設第1部会

各区いきいきプラザ・いきいきセンター、幸老人センター及び和陽園に関する事項の審議に関することを所掌事務とする。

②高齢者施設第2部会

ハーモニープラザに関する事項の審議に関することを所掌事務とする。

③障害者施設部会

療育センター、大宮学園、桜木園、亥鼻・鎌取福祉作業所に関する事項の審議に関することを所掌事務とする。

④医療施設等部会

休日救急診療所及び千葉市斎場に関する事項の審議に関することを所掌事務とする。

(5) 部会の委員等の指名について

会長の指名により、それぞれの委員が所属する部会が決定した。

(6) 臨時委員の任期について

委員会に臨時委員を置く場合における臨時委員の任期は2年とし、ただし、委員の任期を超えることができないこととした。

(7) 今後の審議予定について

4部会の審議予定について、事務局から説明があった。

6 会議経過：

○湯川保健福祉総務課長補佐 本日、ご出席予定の皆様、全員4名おそろいのようにございますので、これから会議を開会させていただきたいと存じます。なお、魚住委員さんのほうから、本日、所用が重なって、あいにく出席できない旨、ご連絡いただいております。

私、本日の司会を務めさせていただきます、保健福祉総務課の湯川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議でございますが、「夏のライフスタイル実践」の取り組みの一環といたしまして、ノーネクタイとさせていただきます。ご協力、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

最初に、お手元にお配りしてある本日の資料を確認させていただきたいと思っております。

お手元に、会議の次第、座席表、資料の1から資料の8まで、それと、参考資料といたしまして、関係条例と、選定の対象となります施設のパンフレットのほうを事前にお配りさせていただきました。お手元でございますでしょうか。何か、資料の不備等ございましたら、事務局のほうへお申し出ください。

続きまして、本日の会議の定足数でございます。条例によりまして、委員の半数以上の出席が必要とされております。委員総数は5名でございますが、本日、先ほど申し上げましたように、魚住委員がご欠席のため、出席人数は4名ということで、会議が成立しておりますことをここに表明させていただきます。

それでは、審議に先立ちまして、中西保健福祉局長より、ごあいさつ申し上げます。

○中西保健福祉局長 皆さん、こんにちは。中西でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、委員就任をご快諾いただいた上、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

日ごろから、本市の保健福祉行政を始め、市政各般にわたり、多大なるご支援、ご協力を賜りまして、感謝を申し上げます。

さて、指定管理者制度についてでございますが、皆様ご存じのとおり、公の施設の管理について、市民サービスの向上、コスト削減を図ることを目的に導入されましたが、これによりまして、株式会社など民間事業者も含めた幅広い団体に管理をゆだねることが可能となりました。本市におきましては、本年4月現在、123の公の施設、市民利用施設について、

この制度を導入しているところでございます。

このような中、本委員会は、保健福祉局が所管いたします公の施設のうち、指定管理者制度を導入している施設について、指定管理予定候補者を選定し、その業績の成果、結果を評価するために設置されたものでございまして、本日は新たな委員会のスタートとして、会長、副会長の選任や部会の設置などについて、ご審議いただく予定でございます。

委員の皆様には、専門的な立場から、忌憚のないご意見をいただけることと、切にお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○湯川保健福祉総務課長補佐　　続きまして、本日、初めての会議ということでございますので、大変恐縮ではございますが、お配りしてある資料1でございますが、委員名簿の順番に、門山委員さんのほうから、自己紹介を順番にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

(各委員 自己紹介)

○湯川保健福祉総務課長補佐　　どうもありがとうございました。

続きまして、職員の紹介をさせていただきます。

なお、中西局長につきましては、先ほどのあいさつをもって、紹介にかえさせていただきます。

保健福祉局次長の生田直樹でございます。

○生田保健福祉局次長　　生田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○湯川保健福祉総務課長補佐　　その他の職員につきましては、お手元の席次表により、紹介にかえさせていただきますと存じます。

それでは、これより議事に入らせていただきたいと存じますが、会長選任までの間、仮議長を中西保健福祉局長が務めさせていただきます。

○中西保健福祉局長　　それでは、僭越ですが、会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

座って進行いたします。

それでは、ただいまから、平成22年度第1回千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会を開会いたします。

本日は第1回目の委員会でございますので、まず初めに、本委員会とはどういうものか、また、保健福祉局が所管する施設について、事務局より説明願います。

○鎗田保健福祉総務課長　　私、事務局をしております、保健福祉総務課長の鎗田と申します。

私のほうからご説明させていただきます。

それでは、失礼ながら、座って説明させていただきます。

では、議事に入る前ということで、この千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会等の概要について、ご説明申し上げます。

お手元の資料の2をご覧くださいと思います。

千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会についてでございます。

まず、1の本委員会の設置の経緯でございますが、先ほど、局長のほうからもありましたように、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、本市の公の施設に係る民間の活力を活用して、住民サービスの向上や管理経費の削減、そういうものを図ることを目的に、平成15年6月に自治法の改正によって、指定管理者制度が創設されたものです。

それで、2番目なんですけど、本市においては、その指定管理者制度を17年度から順次導入しております。当時からは、内部委員というものをいわゆる構成メンバーといたしました。指定管理予定候補者選定委員会、そういうものの審査を経て、各施設について指定を行ってきたものです。今年度からは、この従来の内部委員の委員会にかえまして、各局ごとに外部委員による委員会を附属機関として新たに条例化し、設置したものでございます。

なお、この保健福祉局におきましては、平成22年度末で、いわゆる22の施設が指定期間満了となりますことから、新たにその施設について、指定管理者の指定が必要となっている状況にあります。

2の設置目的でございます。

千葉市公の施設に係る指定管理者の選定に関する条例というものがああります。その条例の第6条において定めがござりますとおり、この設置目的は、指定管理予定候補者の選定及び指定管理者の行った公の施設に係る評価を行うことを目的としております。

3の所掌事務（審議事項）でござりますが、この目的を受けまして、同じく条例第7条におきまして、市長からの諮問に応じ、一つには、(1)でござりますが、指定管理予定候補者の選定に関する事項、もう少し具体的に中身を申し上げますと、ちょっとここには記載しておらないですけども、一つには、公募の場合の募集条件とか、審査基準及び予定候補者の選定、あと、非公募の場合における特定の事業者から提示される事業計画の審議に関するものが一つああります。

(2)でござりますが、指定管理者の行った公の施設の管理に係る評価に関する事項、これを審議することとなっております。

次に、4の組織のところでございますが、まず、(1)選定評価委員会の構成でございますが、委員数は5人です。本日お集まりの皆様方になります。

なお、条例上は5人以内となっておりますけども、必要に応じ、この5人の委員さんのほか、一応常任委員さんと、今後、申し上げますけども、そのほかに臨時委員を置くことができるようになってござりますて、この委員会では6人の方を予定してござります。

②の任期でござりますが、2年となっております。臨時委員の任期につきましては、この選定評価委員会が必要と認める期間ということになります。

続きまして、(2)の委員の構成ですが、ここにあありますように、大きく四つの分野がああります。

①でござりますが、財務等について知識、経験を有する者ということで、公認会計士さん等でござります。

②の法務等について知識、経験を有する者ということで、弁護士さん。

③学識経験者としてですが、大学の先生等を予定してああります。

あと、④その他市長等が適当と認める者ということで、公の施設、類似施設等の管理運営経験者等ということで、以上、この四つの分野より選出することとなっております。臨時委員も同様の扱いでござります。

次の(3)の組織構成でござります。

条例の第11条におきまして、選定評価委員会に必要な応じて部会を置くことができるとされてああります。この後、ご審議をお願いいたすことになるわけですけども、一応下の図にあありますとおり、高齢者施設第1部会、高齢者施設第2部会、あと、障害者施設部会及び医

療施設等部会の4部会の設置を予定しておるところです。

なお、各部会は、会長が指名する常任委員及び臨時委員5人、そのうち、常任委員は2人以上で組織することとなっています。

簡単でございますが、委員会の概要でございます。

あと、続きまして、お手元の資料、今度はA3の資料3というものになりますが、この表でございます。この委員会の審議に係る保健福祉局の公の施設の状況ということで、ご説明させていただきたいと思っております。

この資料をご覧くださいますと、この大まかな構成でございますが、向かって左側、この大きな表が、タイトル自体は、1、保健福祉局の公の施設（平成22年度現在）となっておりますが、現在の保健福祉局所管の公の施設、市民利用施設の状況をあらわしておりまして、全体ではナンバーを左に振ってありますが、32、そのうち、このナンバー21で黒っぽい網かけで、ハーモニープラザ（女性センター）とありますけども、これは、ハーモニープラザという複合施設の一部で、これ自体は市民局の所管、保健福祉局と同じように、他局で市民局というのがありますが、市民局の所管でありますことから、保健福祉局としては、それを除くと31施設を所管するという状況になっております。

続きまして、右側の縦に三つ、表がありますけども、タイトルとしては、2の平成23年度指定管理者選定予定施設というものです。この表につきましては、この左側の大きな表のうち、22年度末で指定期間が満了、終了することによって、新たに今年度中に指定管理者の選定が予定される施設です。全体では、保健福祉局分で21施設、先ほどの市民局分、ハーモニープラザ（女性センター）を入れると、都合22施設となっております。

そうしますと、あと、それぞれの表の内容をもう少し具体的にご説明させていただきたいと思っております。

また、左側の表に戻っていただきたいのですが、左側の大きな表です。番号が1から21まで、これを一応高齢者施設等としておりますけども、このうち、1から15番まで、これが、6区ありますが、各区にありますいきいきプラザ、いきいきセンターと言われるものでございまして、高齢者を対象とした生きがいきづくりや健康増進、そういうものを行う、生きがい対策関連施設と言われるものです。これらにつきましては、その右のほうに行きますと、当初の選定では公募としておりまして、指定管理者は、さらにその右に行きますと、千葉市社会福祉事業団ということで、指定管理されております。あと、指定期間自体は23年3月31日が多いのですが、一部、網かけしてある部分については、指定期間が23年度以降も継続しているものになっております。

続いて、その10番の下、16番ですが、ここに幸老人センターとありますけども、これは、いわゆる上の、今、いきいきセンターというものをご説明しましたけども、それに似たものございまして、高齢者グループの各種活動の場でございます。設置の経緯として、これは特殊なものでございまして、今で言う都市再生機構、URですか、それがこの幸町の大規模団地の整備に当たって、関連施設として整備したもので、もともと地元自治会が自主管理・運営されてきたものです。ということから、非公募の扱いとして、指定管理者は地元自治会ということになっております。

続きまして、17番の和陽園ですけども、これは市が唯一、所有する養護老人ホーム、特別養護老人ホームです。これは、当初の選定では公募として、指定管理者は、従来から長く

管理運営してきた社会福祉事業団となっております。

続いて、18から21番まで、これがハーモニープラザという大きな複合施設でございます。施設内容として、高齢者の学習の場としてのことぶき大学校、社会福祉従事者等を対象とする社会福祉研修センター、障害者を対象とした機能訓練等施設である身体障害者福祉センター、男女共同参画に向けた施設として女性センターと。あと、これ以外にも、市の行政施設である障害者相談センターとか、各種の福祉関係団体事務局というのがありますが、そういうものを施設内容としておりまして、こういう複合施設について、当初の指定管理者の選定上は、そういう意味では、機能的にも利用形態上も複雑である中で、その一体的管理とか効率的管理の面から、一括非公募としており、指定管理者自体は、ここにありますが、社会福祉事業団とか文化振興財団等を構成メンバーとする、千葉県ハーモニープラザ管理運営共同事業体という、そういう指定管理者でやっております。

次に、その下でございますが、障害者関係施設でございます。

22番につきましては、療育センターですが、これは心身障害児を対象として、療育相談とか、機能訓練、そういうものを行う複合施設でございます。それで、その特性等により、また、当初選定では非公募とし、指定管理者は社会福祉事業団となっております。

23番は大宮学園ですが、心身障害児を対象として、通園による療育を行う施設で、その特性等によって、指定管理の状況は療育センターと同様の状況になっております。

24番、桜木園ですが、これは重症心身障害児の入所施設でございます。やはりこれも療育センター、大宮学園と同様の指定管理の状況となっております。

25番、26番、これは亥鼻福祉作業所、鎌取福祉作業所ですけども、これにつきましては、心身障害者を対象とした通所授産施設でございます。当初選定では公募として、指定管理者は社会福祉事業団ということになっております。

その下でございます。今度は医療施設等でございますが、27番につきましては、休日救急診療所です。これは医師会等、三師会の協力を得て運営されているものでありまして、その特性等により、やはり当初選定では非公募として、指定管理者は千葉県保健医療事業団となっております。

28番の千葉県斎場でございます。これは、火葬等を行うための施設でございます。21年度末で指定管理者の再選定を終えておりまして、従前の事業者を指定管理者として、22年度より新たな指定期間に入っておるものです。

最後に、29から32番、これにつきましては病院、市立病院等でございます。市の直営施設となっております。ということで、この4施設につきましては直営ということで、本委員会の審議の対象とはなりません。

ちょっと長くなりましたが、次に、右側の表になります。

(1)の高齢者施設等ですが、ご覧いただきますと、いきいきプラザ、いきいきセンターにつきましては、当初の選定方法を若干変更いたしまして、今年度は各区ごとに一括公募とするものです。

12番の幸老人センター、これにつきましては非公募で変わりません。

13番の和陽園でございますが、これにつきましては、施設の老朽化もある中で、民営化の検討を行うことから、今回は非公募の扱いとするものでございます。

14番から17番までのハーモニープラザについてですけども、これは市民局分の女性セ

ンターを含め、当初の一括非公募から、一括公募とするものでございます。

(2)の障害者施設ですが、1番から3番までは、当初選定と変更はございません。

4番の福祉作業所ですが、これにつきましては、条例改正によりまして、平成23年度より二つの施設を一つの施設の取り扱いとするということで、あわせて、当初選定と同様に非公募という扱いにするものです。

(3)の医療施設等ですが、これも当初選定と変更はございません。

以上が、雑駁でございますが、保健福祉局の公の施設の指定管理の状況ということになりまして、現在の状況をご説明させていただきました。

○中西保健福祉局長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対しまして、委員の皆様、ご意見、ご質問等いただければと思いますが、いかがでしょうか。

何でも結構ですが、よろしゅうございますか。

(発言なし)

○中西保健福祉局長 ご発言がないようですので。それでは、議題のほうに移りまして、議題の(1)会長及び副会長の選任についてを行います。

会長、副会長の職につきましては、条例第9条第2項の規定によりまして、委員の皆様の互選により定めることとなっておりますが、いかが取り計らいましょうか。何かご意見がありましたら承ります。

はい、どうぞ。

○委員 大変僭越なんですけれども、先ほどの名簿の中から、会長には千葉市社会福祉審議会の委員をなさっていらっしゃいますし、大変審議会等のご経験が豊富でいらっしゃる西尾委員を、それから、副会長には、幅広いご見識をお持ちでいらして、また、会議等のご経験も豊富な門山委員をご推薦したいと思います。

○中西保健福祉局長 ほかにはご意見ございませんか。

(発言なし)

○中西保健福祉局長 それでは、ただいま、会長に西尾委員さん、副会長に門山委員さんというご発言がございましたが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○中西保健福祉局長 ありがとうございます。

それでは、西尾委員さんには会長を、門山委員さんには副会長をお願いしたいと思います。

なお、会長、副会長の任期についてですが、特に規定がございませんが、委員の任期と同じ2年とさせていただきたいと存じます。

それでは、ここからは会長さんに席を譲りまして、議事を進行させていただきますので、私の任は終わりとさせていただきます。ありがとうございます。

○湯川保健福祉総務課長補佐 それでは、西尾会長、門山副会長におかれましては、それぞれ、会長席、副会長席のほうへご移動をお願いいたします。

西尾会長、門山副会長におかれましては、ご就任ということで、ごあいさつを一言賜りたいと存じます。

まず、会長さんのほうからよろしくをお願いいたします。

○会長 ただいまご推挙いただき、会長を仰せつかりました西尾でございます。

このような大変重要な委員会の会長ということで、非常に私にとっても大役でございますが、皆様のご協力をいただいて、ぜひ充実した議論を、成果のある議論をして、職責を全うしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○湯川保健福祉総務課長補佐　　続きまして、副会長、よろしくお願ひいたします。

○委員　　ただいま、皆様よりご推挙いただきまして、副会長を仰せつかりました門山でございます。

微力ではございますが、皆様のご協力を得て、西尾会長の補佐役として努力して参りたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○湯川保健福祉総務課長補佐　　どうもありがとうございました。

それでは、これより西尾会長さんの進行による議事のほうをお願ひしたいと思ひますので、会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長　　それでは、本日の議題に従いまして、議題の（２）の会議の公開等についてに入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

○鎗田保健福祉総務課長　　それでは、また私のほうからご説明させていただきます。

お手元の資料４をお願ひいたします。

資料４、千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等の資料でございます。よろしいでしょうか。

これにつきましては、会議等の取り扱いについて、委員会が定めるものですが、案として提示させていただき、ご審議をいただくものでございます。

まず、１、会議の公開の取り扱いでございます。

千葉市の情報公開条例というのがありまして、その第２５条によりますと、本委員会等の附属機関については、会議は原則公開となっております。ただし、情報公開条例施行規則第１２条に規定する事由に該当する場合は非公開とすることができるとされておりますことから、本委員会における審議内容等にかんがみまして、会議の公開の取り扱いについては、次の（１）（２）のとおりとする案を提示させていただくものでございます。

（１）でございますが、この千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会の会議は公開とすると。ただし、公募の方法により指定管理予定候補者を募集する場合における募集条件、審査基準及び指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議は、非公開とする。

また、（２）でございますが、この（１）の前号ただし書に定めるもののほか、会議の全部または一部を非公開とする必要がある場合における当該会議の全部または一部を非公開とする旨の決定は、会長が行うと、そういうことにするものでございます。

続いて、２の議事録の確定でございます。

今後、会議ごとに議事録を作成することになりますけれども、（１）にありますように、議事録は事務局が作成した議事録の案に対する会長の承認により確定するものとする。

（２）ですが、その承認は、会長の署名により行うものとする。こういう取り扱いとすることを提案するものでございます。

なお、案の作成に当たっては、当然、事前に各委員の皆様にご確認をいただく予定でございます。

次に、３、部会の会議への準用でございます。

本委員会には、この後、ご審議いただく事項となりますけれども、部会というものを設置することが予定されておりますので、その部会に係る取り扱いとして、ここにありますように、前2項の規定というもの、これは会議の公開と議事録の関係の取り扱いでございますが、部会を設置した場合における部会の会議について準用すると。この場合において、これらの規定中「会長とあるのは、「部会長」とする。そういう取り扱いとすることをご提案するものでございます。

以上でご説明を終わりますけれども、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対して、何かご質問ございますか。ご意見ございますか。

(発言なし)

○会長 特にないようですが、原案どおりでよろしいですか。

(異議なし)

○会長 では、(2)の会議の公開等については、原案どおりということにいたします。

議題の(3)部会の設置についてですが、こちらのほうを事務局より説明をお願いします。

○鎗田保健福祉総務課長 では、続きまして、お手元の資料の5をご覧くださいと思います。部会の設置について(案)でございます。

先ほどの条例の第11条におきまして、選定評価委員会は、必要に応じ部会を置くことができることとされておまして、保健福祉局においては、選定評価委員会として所管する施設も、先ほどのように30以上を超える施設ということで、平成22年度においても22施設ということで、そういう多いことや、施設の特性としても、高齢者関係とか、障害者関係、あと、医療関係と、さまざまな状況にあることから、四つの部会を設置する案ということで、ご提示するものでございます。

1でございますが、千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会に次のとおり部会を置くとして、その下に四つの部会の名称と所掌事務、これを表で整理してございます。

一番上の名称、高齢者施設第1部会となっておりますけれども、これにつきましては、所掌事務、右側です。委員会の所掌事務のうち、各区いきいきプラザ、いきいきセンター、幸老人センター及び和陽園に関する事項の審議に関すること。

次の高齢者施設第2部会ですが、同じく所掌事務としては、複合施設であるハーモニープラザに関する事項の審議に関すること。

その下の障害者施設部会ですけれども、所掌事務は、療育センター、大宮学園、桜木園及び亥鼻・鎌取福祉作業所に関する事項の審議に関すること。

最後に、一番下ですが、医療施設等部会とありますけれども、所掌事務としては、休日救急診療所及び千葉市斎場に関する事項の審議に関することとございます。

なお、この所掌事務のうち、各施設に関する事項の審議という、かなりばくっとした表現になっておりますけれども、もう少し具体的に申し上げますと、いわゆる各施設に係る指定管理予定候補者の選定、それもあります、それに加えて、指定管理者の行った施設の管理の評価についても所掌事務とすることから、こういう表現とさせていただいております。

次に、表の下で2でございますが、条例第11条では、選定評価委員会は、その定めるところによりまして、部会の議決をもって選定評価委員会の議決とすることができるとされていることから、その旨を受けまして、ここにありますように、部会の議決をもって委員会の

議決とすると、こういう案とさせていただくものでございます。

部会の設置についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対して、何かご質問ございますか。

(発言なし)

○会長 特にご発言がなければ、部会の設置については、事務局提案どおり承認ということ
でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 では、部会の設置については、事務局原案どおりといたします。

次に(4)部会の委員等の指名についてということですが、事務局より説明をお願いいた
します。

○鎗田保健福祉総務課長 それでは、資料6でございます。資料6、部会の委員等の指名に
ついて(案)をご覧くださいと思います。

今、部会の設置が決定されたところでございますが、条例の第11条では、その第2項で、
部会は、会長が指名する委員及び臨時委員5人以内で組織すると。同じく第3項では、その
委員は、2人以上でなければならないとされており、基本的に部会の委員は会長の指名とな
っておるところです。そこで、この部会の常任委員、臨時委員の構成について、ここで、資
料6のとおり、案として、事務局として提示させていただいているものでございます。

部会ごとに、表に記載の上段の5人の常任委員の皆様と、その下の臨時委員の皆様を、条
例の今申し上げた規定や、各施設の特性とか、委員の皆様のご専門分野等を勘案させていただ
きまして、また、ちょうど部会等のスケジュールでも出てくると思いますが、各部会の開催
回数があるわけですので、委員の皆様のご負担等も勘案しまして、割り振りさせていただいた
ものでございます。

また、臨時委員ということで、ここで6人の皆様を表示してございますが、まだ委員の委
嘱手続前でございますが、就任予定者として一応整理させて、ご提示させていただいており
ます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいま説明していただいたとおり、部会の委員等は会長が指名することになって
おります。

そこで、委員の皆さん、特段のご異論がなければ、この事務局の案をもって、委員の会長
による指名とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

私も見させていただいて、バランスをとって、仕事がかたまらないようにご配慮いただ
いているようなので。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、各部会での審議、どうぞよろしく願いいたします。

次に、議題の(5)臨時委員の任期でございますが、これも事務局より説明をお願いいた
します。

○鎗田保健福祉総務課長 続いて、資料の7になります。臨時委員の任期について(案)を

ご覧いただきたいと思ひます。

この委員会には、先ほど、部会への委員の指名というところでもございましたけども、臨時委員を置く予定でございます。臨時委員は、条例の第8条第6項で、その臨時委員の任期自体は、当該臨時委員を含む選定評価委員会が必要と認める期間とするとされておりまして、委員会で定めることとされておりますことから、お諮りするものでございます。

臨時委員の皆様を含めた各部会においては、指定管理者の行った施設の管理に関する評価も行っていたということから、常任委員の任期2年と同様としまして、資料のとおり、千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会に臨時委員を置く場合における臨時委員の任期は、2年とすると。ただし、委員（常任委員）の任期を超えることはできないと、ご提案させていただきます。

説明は簡単でございますが、以上でございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○会長 ただいまの事務局の説明に対して、何かご質問ございますか。

（発言なし）

○会長 それでは、よろしいですか。

（異議なし）

○会長 それでは、臨時委員の任期については、原案どおりといたします。

最後、議題（6）ですが、今後の審議予定についてということで、これも事務局より説明をお願いいたします。

○鎗田保健福祉総務課長 最後の資料8、A3の横のものでございます。今後の審議予定について（案）というタイトルのものでもございますが、よろしくお願ひします。

この資料につきましては、今後の各部会の開催スケジュールを中心といたしまして、今年度の大まかな流れ、予定を提示させていただくものでございます。

この表の大まかなつくりでございますが、表の縦には、上から本日の選定評価委員会を始め、高齢者施設等第1部会など四つの部会と、その対象施設内容等を区分けしてございまして、表の右方向には、8月以降の部会等の動きを時系列で整理させていただいております。

それでは、一番上の千葉市保健福祉局選定評価委員会のところでもございますが、ここにつきましては、8月の前半部分に網がけしてございます。8月11日と書いてありますが、本日開催のこの委員会でございます。

なお、この本委員会、親会といひますか、それについては、今後、この開催予定というのは、今年度はございませぬ。その右、同じ段の右のほうに、全体とした動きの関係ということで、今後の部会等の運営の日程上、影響がある市議会の開催状況を示してございます。一応9月、あと、12月、翌年2月等に開催予定ということになっております。

次に、各部会の予定について申し上げます。

まず、一番上のほうの高齢者施設第1部会でもございます。これは所管する施設によって、開催日程等は異なっておりまして、まず、上の2段なんですけども、いきいきプラザ、いきいきセンターについてご覧いただきますと、これらの施設は区ごとに一括公募の扱いとされていることから、9月の市議会がありますけども、それが終わった後ごろ、9月の末から10月当初になりますけども、そこで第1回部会を開催して、ここでの内容としましては、高齢者施設第1部会の左側に網かけのグラデーションをつけた吹き出しがありますけども、そこにありますように、募集条件や審査項目、そういうものをご審議いただくことになります。そこ

でご審議いただいた内容を踏まえまして、その第1回部会の右側になりますが、主として募集要項等を確定しまして、10月上旬に公募を開始して、11月上旬に指定申請、そういうものの受け付けを予定しております。その後、11月中・下旬ごろに第3・4回部会とありますけども、そこで右のグラデーションの吹き出しですが、事業者からの応募内容について、事業者からのプレゼンテーション、そういうものを受けつつ、選定をお願いすることを予定しております。それで、その応募事業者の数にもよりますが、ここでは一応2回程度を想定してございます。応募事業者の数が多いと2回で終わるかどうかというところもございます。それで、その選定結果を受けまして、市は議会上程等の手続を進めていくこととなります。

次に、そのいきいきプラザ、センターの下の幸老人センターでございまして、この施設につきましても非公募の扱いとするために、公募の場合と若干流れや手続が異なっております。

部会自体は、議会が終わった後の10月上・中旬ごろとなりますけども、1回だけ開催し、そこにおいては、第2回部会の左下のほうに吹き出しがついておりますけども、事業者のほうから提示された事業計画というものが出てきます。そういうものについてご審議いただくこととなります。それで、その結果を踏まえまして、市は議会上程等の手続を進めていくこととなります。

次に、その下の和陽園ですが、これも非公募でありますけども、さらに、この当該部会に事業者選定上の審議をお願いする必要のない案件と整理されておりますことから、この施設につきましても、今年度、部会の開催予定はございません。ただし、次年度以降、評価という部分ではお願いすることとなります。そういうことで掲載してございます。こういうことで、高齢者施設第1部会につきましても、以上のとおり、合計4回程度の開催ということで予定してございます。

次に、高齢者施設第2部会でございますが、これは大きな複合施設であるハーモニープラザ、それを全体として一括公募とすることとなりますけども、大まかな流れ自体は、先ほどの高齢者施設第1部会のいきいきプラザ、いきいきセンター等の公募の場合と同様でございます。9月議会後の9月下旬、10月当初ごろに第1回部会を予定し、その後、公募等を経まして、12月下旬ごろに第2回部会を開催し、事業者からのプレゼンテーション等を受けつつ、選定をお願いすることとなります。高齢者施設第2部会は、以上のとおり、合計2回の開催を予定しております。

次に、その下の障害者施設部会でございます。

まず、療育センター、大宮学園、桜木園、これにつきましては、3者とも非公募の扱いとすることから、先ほどの高齢者施設第1部会でありました幸老人センター、これと同様の流れとなりまして、3施設で合わせて1回だけの開催となりまして、一応11月初・中旬ごろに開催し、事業計画等についてご審議いただく予定でございます。

その下の障害者施設の四つ目、福祉作業所（亥鼻・鎌取）でございますけども、これにつきましては公募の扱いでございますので、他の公募の案件と、やはり同じような流れとなりまして、9月議会後の9月下旬、10月当初ごろに第1回部会を予定し、その公募等を経て、12月下旬に第2回部会を開催し、事業者からのプレゼン等を受けつつ、選定をお願いすることとなります。障害者施設部会は、以上のとおり、合計3回の開催を予定しております。

最後に、一番下の医療施設等部会でございます。

休日救急診療所でございますが、これは非公募の扱いでございますので、先ほどの非公募の案件と同様の流れとなりまして、1回だけの開催ということで、10月中・下旬ごろでいかがかと思いますが、開催し、事業計画についてご審議いただく予定でございます。

ということで、同一時期に重なる可能性が大なもので、この各部会の開催に当たっての日程調整というものは早目に行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この審議予定ということでは、説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、何かご質問等ございますか。

(発言なし)

○委員 気の早い話ですが、来年度、これに評価の部会が加わるというふうに考えたほうがよろしいのですか、回数的には。

○鎗田保健福祉総務課長 平成23年度におきましては、実は、幸いにもと言ったらあれなんですけども、事業者の選定に係るものは、新規を除きまして、来年度はしません。という意味で、あっても年度末、23年度末に評価なりそこら辺が、強いて言えば予定されるところです。

○委員 選定があまりなくて、評価が。

○鎗田保健福祉総務課長 評価は年度末ぐらいに、平成24年当初になってしまうかもしれませんが、その他ではないと思われます。

○委員 もう1件なんですけど、既に指定をされている、平成18年度からの指定者がございます。こちらの評価に関しては、今年度は特に考えなくてもよいというのですか。

○鎗田保健福祉総務課長 全庁的に、まだその辺の取り扱いが明確ではございませんけども、今のところ、平成22年度ではその予定はされておられません。

○委員 ほかに何かご質問ございませんか。

○鎗田保健福祉総務課長 参考までに、お手元に各施設のパフレットということで、本来、カラー刷りでお渡しできればよかったですけども、残部数がどうもカラーがないようで、白黒で申しわけないですけど、いろいろつけさせていただいております。

○委員 1番目のいきいきプラザというのは、千葉市での呼称ですか。全国的な呼称ですか。

○鎗田保健福祉総務課長 千葉市固有の呼称でございます。

○委員 千葉市固有の名称ですね。

○鳩川高齢施設課長 厳密には老人福祉センターという名称で法的に位置付けられています。

○委員 A型とB型という理解ですね。

○鳩川高齢施設課長 そうですね。

○会長 審議予定について、いかがでしょうか。

○鎗田保健福祉総務課長 もう1点、あと、ちょっと資料の訂正でございますが、ちょっとしたところなんですけども、高齢者施設第1部会のところ、幸老人センターがありますが、ここの所管課は、本来、高齢施設課だけなので、高齢福祉課を消していただければ、幸いです。幸老人センターの所管は高齢施設課ということで、高齢福祉課は余計でござい

ました。

○会長 各委員さん、いかがでしょう。特にご質問、ご意見、よろしいですか。
(発言なし)

○会長 では、この審議予定に従いまして、各部会を開催していただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日、予定されていた議題は以上で終了となりました。皆様のおかげをもちまして、予定どおり進めることができました。ありがとうございます。

この後、事務局のほうにお願いいたします。

○湯川保健福祉総務課長補佐 委員の皆様、ご審議いただきどうもありがとうございました。
ここで、事務局より、2点ほどお願いがございます。

まず、1点目でございますが、議題(6)の今後の審議予定でご説明いたしました会議の日程の詳細でございますけれども、こちらにつきましては、確定次第、事務局のほうより、委員の皆様方へ改めてご案内申し上げますので、よろしく願いいたします。

続きまして、情報公開についてでございますが、本日の委員会の結果につきまして、皆様のもとに情報提供の相談だとか、情報公開の請求等あったときには、保健福祉総務課のほうにご連絡いただきますようお願い申し上げます。

最後に、本日の議事録を作成する関係で、後日、委員の皆様の方に内容のご確認のほうを、私ども事務局のほうからさせていただく予定になっておりますので、こちらのほうもどうぞよろしく願いいたします。案を作成次第、事務局よりご連絡さしあげたいと存じております。

また、最終的には、先ほどの協議の中でもお話し申し上げましたとおり、会長さんの承認をもちまして、議事録の確定となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたりましてご審議いただき、どうもありがとうございました。

本日の会議をこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

